

令和 元年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第4回 臨時会 (第1号)

招集年月日	令和 元年 8月 8日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	令和 元年 8月 8日 午前 10時 00分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	閉 会	令和 元年 8月 8日 午後 2時 41分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副議長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	箕 根 正 一	○
4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○	

会議録署名員	6番	藤原修治	7番	岩根和博
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	旭林修範
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	高橋武司	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長補佐	岩谷知広
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年美郷町議会第4回臨時会議事日程

(第1号)

令和元年8月8日(木) 午前10時 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第49号 美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年美郷町議会第4回臨時会議事日程

(第1号の追加1)

日程	事 件
1	議長辞職の件
2	議長の選挙
3	副議長辞職の件
4	副議長の選挙
5	常任委員会委員の選任
6	議会運営委員会委員の選任
7	邑智郡総合事務組合議会議員の選挙
8	邑智郡公立病院組合議会議員の選挙
9	江津邑智消防組合議会議員の選挙

(開 会 午 前 10時 00分)

●西嶋議長

おはようございます。全議員出席であります。

ただ今から、令和元年美郷町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、1番・日高議員、2番・中原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

●西嶋議長

異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りとすること決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●嘉戸町長

改めまして、皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告を5点ご報告いたします。1点目に、在大阪インドネシア共和国総領事館総領事の美郷町来町について申し上げます。5月のマス村視察団歓迎記念式典では、在大阪インドネシア共和国総領事館のプत्री社会文化担当領事に、ご出席いただきました。プत्री担当領事は、レセプションでの石見神楽に大変感動され、ぜひ大阪の領事館イベントで石見神楽を上演してほしいとお話をいただいております。この度、在大阪インドネシア共和国総領事館トップのミルザ・ヌールヒダヤット総領事が、8月20日に来町されることとなりました。総領事は、美郷町に対し、バティック着用の取り組みのお礼と10月に予定されている大阪総領事館のイベントへの町内神楽団の正式な出演依頼、そして町に支援の協力を依頼されると伺っております。町としましても、美郷町と石見神楽をPRする大変よい機会と考えており、積極的に支援したいと考えております。そして、ミルザ総領事には、美郷町とマス村の友好関係の深化とバリ島からの人材受入・国際交流員の配置に関して協力をお願いしたいと考えています。

2点目に、山くじらフォーラムの開催について申し上げます。10月3日木曜日から10月5日土曜日の3日間にわたり、美郷町で山くじらフォーラムを開催いたします。フォーラ

ムは、住民起点が革新の原点という山くじらの取り組みを通じて当町の魅力を広く情報発信することと、産官学民の交流のネットワークの構築による、ひと・もの・かね・情報が、美郷町に集まる環境づくりを進めていくことを目的としています。内容につきましては、美郷町と協定を締結した大学、研究機関、団体、NHKクローズアップ現代の元プロデューサーの棚谷さんなど山くじらの取り組みの関係者を主な講師とする獣害対策、地域資源利用農村女性の活躍による地域おこしをテーマとした講演と、地域住民が案内役をされる現地視察を計画しています。発展する美郷町の取り組みを全国に大きくPRする機会であり、現在までも町外、県外から多数の問い合わせがあり、多くの参加者を見込んでいるところでございます。

3点目に美郷町応援大使の委嘱について申し上げます。現在、ご家族やご本人が美郷町出身であるタレントシンガーソングライターの「なぎらけんいち」と俳優の「福島里佳」さんに美郷町のふるさと大使を委嘱しています。この度、美郷町と深い縁のある演歌歌手の「山崎ていじさん」を新たに美郷町応援大使として委嘱することといたします。「山崎ていじ」さんは、鳥獣害対策を通じて関係を深めている三重県津市に住所をおかれ、全国を飛び回って活動されています。平成15年の邑智町産業祭の前夜祭にも出演されたことがあり、最近も毎年のように来町されております。また、江津工業高校の卒業生で、町内におられる卒業生の皆さんも山崎さんの活動を支援されていると聞いております。出身は旧弥栄村の三里というところで、本町、三重県津市の美里町と合わせますと、3つのみさとが重なります。さらに好きな食べ物はカレーで、特にキーマカレーが大好きとのことで、三重県津市とのコラボ商品の山くじらキーマカレー缶詰をPRしていただくにも、うってつけの方と考えています。8月14日に美郷町庁舎で委嘱式を行い、11月の美郷町ふるさと祭りにご出演いただく予定としております。

4点目に島根県消防操法大会の結果について申し上げます。7月28日に、浜田市金城町で島根県消防操法大会が開催され、美郷町から君谷分団が小型ポンプの部に出場されました。大会当日は酷暑の中、訓練の成果を発揮されて、20チーム中13位の結果を納められました。団員の皆さんは4月以降、訓練を重ねてこられました。健闘された団員、支援されました団員の皆様に敬意を表します。また、指導いただきました消防邑智出張所をはじめ関係の皆様への応援、ご協力に感謝申し上げます。

5点目にみさ坊のゆるきゃらグランプリ出場について申し上げます。みさ坊がゆるキャラグランプリに6年連続、6回目の出場をいたしました。島根県からは、自治体で唯一の出場となります。みさ坊は、1月の美郷町アンバサダー就任以降、町内外から多くの応援の声をいただき、美郷町のPRや多くのイベント出演などで奮闘しているところでございます。今回のグランプリではみさ坊は1位を目指しています。去年は339位でございましたが、8月8日時点の順位は、現在32位となっております。投票は8月1日から10月25日まで、1日1回投票できます。町のホームページからも、投票先にリンクを貼っております。1日1回の投票とご家族、ご友人への呼びかけなど、1位を目指すみさ坊への応援をお願い

いたします。以上で行政報告を終わります。本日の議会はよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

日程第4、議案の上程・説明・質疑・討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案1件であります。

議案第49号を上程いたします。それでは、議案第49号の提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

上程いただきました議案第49号、美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。まず、改正の理由でございます。社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が交付され、消費税率が本年10月1日から10%に引き上げられることとなっております。消費税は、価格への転化を通じて最終的に消費者にご負担をしていただくことを予定している税であることに鑑み、平成26年に消費税率が8%に引き上げられた時と同様、消費税等相当額を転化した額に改正するものでございます。それでは、お手元の新旧対照表1ページ、最終ページでございますが、1ページの方をお開きください。別表第2でございます。一般廃棄物の収集処分手数料、こちら内税表示方式となっております。こちらの金額につきましては、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみそれぞれに現行税率8%を適用しておりますが、これを新税率10%を適用した金額に改正するものでございます。続きまして、改正条例附則の説明をさせていただきますので、本文の改め文の方をお開きください。2ページの方になります。まず、附則第1条で、この条例は、令和元年10月1日から施行するものとしております。次の附則第2条につきましては、経過措置を規定しております。その内容といたしましては、改正条例施行日前に購入されたごみ袋を、施行後の10月1日以降も使用できるよう改正後の一般廃棄物の収集処分手数料を徴収したものとみなすものとしたところでございます。以上で議案第49号の説明を終わります。ご審議の程、お願いをいたします。

●西嶋議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

議案第49号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

中原です。これは、6月議会で提案された水道、下水道の関係と類似だと思っておるんですが、10月1日の消費税の10%への改訂を前提として提案しておられるわけですね。そこで、これはまだ10月1日ということは確定したわけでは私はないと思って、色々経済

情勢も含めて流動的な要素があると考えておりますが、通した場合、もし仮に10月1日に消費税10%への引き上げが行われなかった場合ですね。その場合の措置はどのようなことになるのでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

ただ今の中原議員のお尋ねでございます。消費税率が、10月1日以降10%に引き上げが行われない、法の一部改正をまた再度一部改正するといった法律が国等で可決をされた際の取り扱いについてということでございます。ご指摘のとおり10月1日から10%に引き上げというところでございます。そちらが万が一国等の動向によりまして法改正が再度行われ、8%なり消費税率相当分が10%でならないということになりますと、あくまでも今回の手数料等の一部改正条例というのは、消費税法の改正に伴う一部改正でございますので、必要な条例改正を町の方でもさせていただくこととなります。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

そうすると確認させていただきますが、仮に国の方で10月1日から10%引き上げということにはならないということになった時点で、こういう臨時議会等開催されて、この分を何ですかね、どうなるんだろう。取り下げと、こういう形になるのでしょうかね。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

先ほどのお尋ねでございます。この場では、私どもは、現在、国の方から通達等をいただいております、また法律の一部改正に基づきました条例の一部改正を上程をさせていただいております。ちなみに、本年の6月28日付けにおきまして、環境省の方からも、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについてということで、適切な消費税の増税に伴う転化というものを国の方も通知をしてくしておりますので、そちらに基づきまして、今回改めて臨時議会におきまして手数料条例の一部改正を上程をさせていただいたところでございます。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

私の理解が悪かったんだと思うんですが、国の方で10%への引き上げを延期するとか中止するとかということが、10月1日までの間に行われた場合は、それは町としても、それに沿って改めてこういう臨時議会等を開いて、何て言うんですかね。上程、今回提案されたものを引き下げるといふことでの会議が開かれるということなんではないでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●旭林住民課長

仮に国の方の法律が一部改正のまたさらなる一部改正が行われてるということになりましたら、重複するご回答になって申しわけございませんが、今回上程をさせていただいております手数料条例の一部改正につきましても、再度一部改正を上程をさせていただくこととなろうかと思えます。

●西嶋議長

他にございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので質疑を終わります。

次に、議案第49号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論なしと認めます。

次に、採決に入ります。

お諮りします。

議案第49号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●西嶋議長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で執行部から付議されました案件は議了いたしました。

ここで、議事日程の都合上暫時休憩といたします。

尚、執行部の皆様には、お呼びするまでしばらくの間待機していただきますようお願いいたします。後ほど連絡をいたします。

(休憩 午前 10時 21分)

(再開 午前 10時 40分)

●岩根副議長

それでは会議を再開します。

お諮りします。

予めお手元に配布しております日程を追加したいと思いますと思いますが、これにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

●**岩根副議長**

異議なしと認め、日程を追加することに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西嶋議長は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(西嶋議長退場)

●**岩根副議長**

本日西嶋議長より、一身上の都合により議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

西嶋議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**岩根副議長**

異議なしと認め、議長の辞職を許可することに決しました。

西嶋議長の除斥を解きます。

(西嶋議員入場)

●**岩根副議長**

ただ今、議長の辞職願が許可になりましたので、ご報告を申し上げます。

ここで議事日程の都合により、暫時休憩といたします。

(休憩 午前 10時 42分)

(再開 午前 11時 02分)

●**岩根副議長**

会議を再開します。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は地方自治法第118条の第1項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(書記：議場の出入り口を施錠する)

●**岩根副議長**

ただ今の出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、1番・日高議員、2番・中原議員を指名いたします。

事務局長に投票用紙を配付させます。

(局長：投票用紙配布)

●**岩根副議長**

念のために申し上げますが、単記無記名でございます。

白紙は、これを無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

全員ありますね。

(はいとの声)

●**岩根副議長**

投票用紙の配布の漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

(局長：投票箱が空であることを皆さんに確認してもらう)

●**岩根副議長**

異状なしと認めます。

お手元に鉛筆が用意してありますので、その鉛筆でご記入をお願いいたします。

(議員：投票用紙へ記入)

●**岩根副議長**

ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(1番議員から順番に投票)

(局長：副議長の投票用紙は局長が投票箱へ入れる)

●**岩根副議長**

投票漏れはありませんか。

(なしの声)

●**岩根副議長**

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

先ほど指名いたしました日高議員と中原議員は開票の立会をお願いいたします。

(立会人の立会のもと局長が開票)

●**岩根副議長**

それでは選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票であります。

有効投票のうち、佐竹議員6票、西嶋議員5票、以上のおりであります。

尚、この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、佐竹議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(書記：議場の出入口の施錠を開錠)

●**岩根副議長**

ただ今、議長に当選されました佐竹議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました佐竹議員、自席より当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします

●**佐竹議長**

ただ今、議長に選出されました。大変身に余る光栄でございます、責任の重さを感じているところでございます。西嶋議長の後を継ぎ、今後の美郷町議会の発展のために努力したいと思っておりますので、どうか皆さんよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

●**岩根副議長**

以上をもちまして、私の議長としての職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

ここで議事日程の都合により、しばらく休憩したいと思います。

(休憩 午前 11時 14分)

(再開 午前 11時 24分)

●**佐竹議長**

会議を再開いたします。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩根副議長は除籍の対象となりますので、退場を求めます。

(岩根副議長退場)

●**佐竹議長**

本日岩根副議長より、一身上の都合により副議長の辞職願が提出されました。

岩根副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**佐竹議長**

異議なしと認めます。

副議長の辞職を許可することに決しました。

岩根議員の除籍を解きます。

(岩根議員入場)

●**佐竹議長**

ただ今副議長の辞職願が許可になりましたので、ご報告を申し上げます。

ここで議事日程の都合上暫時休憩といたします。

(休憩 午前 11時 25分)

(再開 午前 11時 38分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定より、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決しました。

副議長に福島議員を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました福島議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

従ってただいま指名しました福島議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました福島議員に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選にされました福島議員、自席から当選の承諾およびごあいさつをお願いいたします。

●福島副議長

先ほどは、副議長の任を指名していただきました。誠にありがとうございました。敷居の高い議長さんをお助けするという事は、補佐するという事は、なかなか難しいことと思いますが、一生懸命してまいりたいと思います。そしてまた、皆さま方、先輩議員の皆さま、同僚の皆さま、どうぞひとつまたご指導いただきまして、円滑な議会運営がやっております。

ように、ご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

●佐竹議長

ここで議事日程の都合上、暫時休憩といたします。

(休憩 午前 11時 40分)

(再開 午後 2時 17分)

●佐竹議長

それでは会議を再開いたします。

日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長においてお手元に配付いたしております名簿のとおり、指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員は、お手元に配布しております名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長においてお手元に配付いたしております名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

よって議会運営委員会委員は、お手元に配布しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで議事日程の都合上暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時 18分)

(再開 午後 2時 26分)

●佐竹議長

会議を再開します。

先ほどの休憩中に各常任委員会議会運営委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたのでお手元に配布しております名簿のとおり報告いたします。

日程第7、邑智郡総合事務組合で会議員の選挙を行います。この選挙の定数は4名です。お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選にすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、お手元に配布しておりますとおり、邑智郡総合事務組合議会議員につきましては、お手元に配布してあるとおりに指名したいと思います。

ただいま、指名のとおり邑智郡総合事務組合議会議員の当選人に定めることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

よって、指名のとおり、邑智郡総合事務組合議会議員の当選人が決定いたしました。

日程第8、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は4名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、邑智郡公立病院議会議員につきましては、お手元に配付の名簿のとおりにした

いと思います。

お諮りします。

ただいまの指名のとおり邑智郡総合事務組合議員の当選人を定めることについてご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

よって指名のとおり邑智郡総合事務組合議会議員の当選人が決定いたしました。

日程第9、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は2名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第18条第2項の規定により、指名推薦とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、江津邑智消防組合議会議員の指名については、お手元に配付のとおりにしたいと思います。

お諮りします。

ただいまの指名のとおり江津邑智消防組合議会議員の当選人を定めることについてご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

よって、指名のとおり、江津邑智消防組合議会議員の当選人が決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩後は、執行部の出席を求めますので、しばらくお待ちください。

(休憩 午後 2時 30分)

(再開 午後 2時 40分)

●佐竹議長

それでは会議を再開いたします。

先ほど、公立邑智病院議会議員の指名につきまして、病院組合の議会議員の当選人を定めることにつきましてという件で、総合事務組合議員の当選人を定めるというふうに述べましたが、これは病院組合議員の間違いでございますので、訂正させていただきます。

それでは最初に執行部にご出席いただきましたので、報告をさせていただきます。先ほどでございますが、議長、副議長の選挙がございまして、まことに不肖でございますが、私、佐竹一夫が議長に就任させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。なお、副議長には福島教次郎議員が、副議長として当選されましたのでご報告を申し上げます。また、常任委員会委員、議会運営委員会委員、組合議会議員はお手元に配布しております名簿のとおりでございます。

私たちの任期も、余すところ2年となりました。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

本日は、これにて会議を閉じることとし、令和元年美郷町議会第4回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 2 時 4 1 分)